平成２７年（フ）第４２７号
岐阜県関市東町１丁目２番７号、住民票上の住所岐阜県関市下有知6179番地12
債務者　奥田　泰博
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５９１号
愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛22番地　エスペランサ202
債務者　加納　　暁
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
三重県伊賀市ゆめが丘２丁目２番地の２　カーサ上野Ｒ５　103号室
債務者　玉井ひで子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１４号
奈良県橿原市新口町484番地
債務者　西川美紀子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７８８号
広島県大竹市新町１丁目３番５号　新町ビル３Ｆ
債務者　あづまやこと富士子ことひまわりこと中田富士子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１号
広島市安佐南区安東６丁目８番17―103号
債務者　森　　祥崇
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５号
広島市安佐南区長束西１丁目28番９―302号
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
福岡県田川市大字伊加利1588番地１
債務者　三隅　雄介
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第９号
福岡県田川郡大任町大字今任原1807番地
債務者　西村　光二
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３０号
大分市大字古国府665番地の１（ＳＩＮＣＥＲＩＴＹカナージュⅠ101）
債務者　首藤健士郎
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
大分県豊後大野市三重町市場296番地２
債務者　田中眞由美
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１号
大分県豊後大野市三重町玉田100番地１　フローラル多田203号
債務者　廣瀬　　祥
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第３５号
宮崎市本郷１丁目15番８号
債務者　木藤久美子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８号
宮崎県東臼杵郡門川町加草５丁目42番地
債務者　小川　文明
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県明石市林崎町２丁目７番１号　エスポワール冨田304号、前住所兵庫県明石市小久保１丁目４番地の11　恭和ビル405号
債務者　吉田　華波
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県明石市鳥羽1516番地の６
債務者　ＢＵＴＡＹＡ　ＤＩＮＩＮＧこと　熊田　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県明石市南貴崎町２番３号　第二白百合荘
債務者　松山　浩生
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係